

城東区役所 随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度 城東区広報誌「ふれあい城東」企画・編集業務委託	その他	株式会社ブンカ	4,957,700円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	令和3年度 大阪市城東区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	株式会社KEGキャリア・アカデミー	16,593,170円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	「城東区わくわく子育て応援アプリ」運用保守業務委託	その他	株式会社アスコエパートナーズ	1,980,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙1のとおり	-
4	令和3年度「地域福祉支援事業(ソーシャルインクルージョン推進事業～地域全体で考え支えあう地域福祉システムの構築～)」業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会	23,175,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
5	令和3年度大阪市城東区不登校児童生徒支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	4,961,660円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	令和3年度城東区子育て応援情報誌「わくわく城東」発行業務委託	その他	城東区ドットコム	1,800,000円	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由

本事業は、「妊産婦や子育て中の保護者」全てが行政機関のサービスや取組み、イベント情報など「いつでもどこでも確実に」取得出来る環境を提供するために、スマートフォンといった身近なモバイル端末を活用して、情報発信・収集力の強化、行政と地域とのコミュニケーションの強化、個々のニーズに合わせた情報提供を実現して、利便性の高いサービスによる、「城東区わくわく子育て応援アプリ」を構築、運用し、妊産婦等の生活の質の改善・向上や胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を図ることを目的とするものである。

事業の性質上、高度で専門的な技術力が求められ、契約相手方の持てる能力や経験によって事業成果に相当の差異が生じると認められる。

そのため、事業体としての過去の実績におけるノウハウや企画力を活かしながら、目的に合致した事業内容としていくことを重要視しており、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により構築及び令和3～5年度の運用保守契約についても契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社アスコエパートナーズの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社アスコエパートナーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

随意契約理由

本事業は、「社会的弱者を社会から排除するのではなく、地域社会の中でともに助け合って生きていく」というソーシャルインクルージョンの考え方のもと、全ての住民が住みなれた地域で自分らしく、安心して暮らせる地域づくりのために、地域の団体や企業、施設、学校等と連携を図り、平常時よりつながりを深めながら災害時に備えるとともに、地域の実情に応じた課題を解決できる地域福祉システムの構築をめざしていくものである。

具体的には、

① 災害時要配慮者支援事業

各校下に配置している「地域サポーター」が中心となって、地域における要配慮者の情報収集、リスト作成、実態把握、地域自主防災組織とともに要配慮者の避難支援システムを構築。

② 城東区地域福祉アクションプラン推進支援事業

各校下に配置している「推進コーディネーター」を中心に、地域福祉アクションプランの推進支援。また策定した区地域福祉ビジョンの着実な実現のため、各校下レベルでは、校下アクションプランプロジェクトチームを中心とした、定期的な地域の福祉の状況に関するチェック、区レベルでは、アクションプランプロジェクトチームメンバーの代表や各専門機関より構成される城東区地域福祉ビジョン推進チームによる、全体の活動状況のチェック・検討。

③ 新たな地域福祉活動支援事業

コミュニティカフェなどの拠点づくりや新たな地域福祉活動を推進するコーディネーターを配置し、事業展開を図る。また、高齢化の進む森之宮地域において、府市合同で進められている「スマートエイジング・シティの理念を踏まえたまちづくり」活動の支援。

以上大きく3つの事業を行うこととしている。

このように、これらの事業は地域を基盤にしてさまざまな支援を行うもので、地域資源の活用・地域住民の協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は大阪市と連携して各種の地域福祉事業を行なっており、地域福祉に関する豊富なノウハウを持っている。さらに、各地域の既存の地域福祉活動の取組内容・活動団体・ボランティアのネットワーク等や大阪市の地域福祉施策・制度に精通していることに加え、地域福祉アクションプラン策定段階から合同事務局として参画してきていることから、各地域の既存の地域福祉活動との連携・調整を効果的・効率的に行なえる団体

である。地域福祉推進の取組の過程で取り扱う区民の個人情報の保護に関して信頼できることも同協議会の重要な要素である。平成26年4月には、区役所との間に地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。また、大阪市が実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」は、福祉局が、区の社会福祉協議会を地域福祉推進における経験と実績を有した唯一の団体として指定し、特名随意契約を結び業務委託しており、この事業との連携・協働も必要となっている。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、本事業の委託するにあたり、いたずらに経費面のみをもって、契約の相手方を選定することは、事業の推進にあたって必要となる各地域の既存の様々な地域福祉活動との連携や調整等が困難となるばかりではなくひいては「城東区地域福祉ビジョン」の着実な実現に支障が出るのが危惧される。

前述のとおり区社会福祉協議会は、当区と公私協働して活動を行っており、組織された目的から、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する、本事業の実施目的を満たす区内唯一の団体であり、本事業の目的に添った事業実施を行なえるのは同協議会をおいて他にない。従って同協議会を特名し契約の相手方とする。